

# くらしの法律救急箱



## 第86回 離婚のギモン①

数年前の夫婦喧嘩の際に夫婦で記入した離婚届を保管していました。夫の同意のないまま、この離婚届を提出しても問題ないでしょうか？

A<sub>1</sub>

まず、離婚の届出には、戸籍上の夫婦関係を解消する意思（離婚意思）が必要であり、同意や承諾を得ていない離婚の届出は無効となってしまいます。数年前に離婚届を書いた時には離婚の意思があったかもしれませんが、現在も離婚を承諾する意思があると推定することは難しいと思われます。したがって、離婚が無効とされるおそれがあります。

一例として、夫が離婚届に署名した後、妻が夫に無断で離婚届を提出した事案で、夫が市の職員に離婚届が提出されても止めるよう依頼したこと、署名してから約6か月経過後に離婚届が提出されたこと、離婚届が提出されたことを知った夫が裁判所や弁護士に相談に行ったことなどの事情から、届出時点で夫に離婚意思がなかったとして、離婚の無効を認めた裁判例があります。

逆に、離婚意思さえあれば、夫婦共同生活を解消する意思までは不要とされています。離婚届を出したにもかかわらず同居していたとしても、届出自体の効力

Q<sub>1</sub>

を否定されることはないと考えられます。

一方、離婚届を作成したとしても、本籍地又は所在地の市区町村に離婚届の不受理申出をしておけば、本人が届け出たことを確認することができない限り、届出は受理されません。これは、本人の意思に基づかない届出がされることを防ぐための手続です。

Q<sub>2</sub>

3年間別居していれば、離婚は認められるのでしょうか。

A<sub>2</sub>

別居期間が短くても、夫婦が離婚に合意するならば、離婚が成立します。

しかし、一方が離婚に同意しない場合は、最終的には裁判を起し離婚を求めることとなります。この場合、裁判所は、民法が定める離婚原因がある場合に離婚を認める旨を判断します。具体的には、

- ① 不貞行為があった場合
- ② 悪意の遺棄（配偶者が家族を棄てて家を出て行ってしまった等）
- ③ 3年以上生死不明の場合
- ④ 配偶者が回復の見込みのない強度の精神病となった場合

一方、これらの事情に当たらない場合は、基本的に、別



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。  
2006年、小島法律事務所開設。

居期間を問題にせず離婚が認められる可能性がありません。

これらの事情がない場合でも、「その他婚姻を継続し難い重大な事由」があれば離婚が認められます。そしてこれを判断するに際して、「相当期間別居している」ことも大きく影響します。もともと、どの程度の期間の別居であれば婚姻関係が破綻していると認められるかについては法律に定められているわけではなく、裁判所の判断に委ねられています。また、裁判では、別居期間だけでなく、夫婦双方の年齢や子の有無など様々な事情が考慮されます。したがって、3年の別居期間という事情だけで離婚が認められる可能性は高くはないといえるでしょう。

**Q3** 配偶者の親との関係性が良好ではありません。いわゆる「嫁姑問題」を理由に離婚することはできるのでしょうか。

**A3** 配偶者の両親(義父・義母)との関係性が悪化し、それが夫婦間のいさかいを招くこともあります。「夫婦のことに親が口を挟みすぎる(過度な干渉)」とか「妻が舅や姑を敬わない」など、それぞれに言い分があると思いますが、夫婦の婚姻生活が継続できないほどの

問題に発展した場合は、これを理由に離婚することはできるのでしょうか。

裁判所によれば、「夫婦は婚姻関係を良好に維持するために互いに力を尽くす義務」を負います。例えば、夫の親との関係が悪化し、夫婦仲に影響が出ているなら、夫は見て見ぬふりをするのではなく、妻との夫婦関係を修復するために努力しなければならないということになります。そうであるにもかかわらず、いわゆる嫁姑問題で妻が苦しんでいるのを知りながら、夫が放置したとすれば、「婚姻関係を良好に維持するために互いに力を尽くす義務」を怠ったと評価されるでしょう。

裁判例では、妻が夫の親から干渉等を受ける中で次第に思い詰め、孤立化していった状況を認定し、これに対して夫が適切な対処方法を怠ったことにより妻の夫に対する信頼が完全に瓦解してしまったことに加え、2年半あまりの別居期間中に夫が事態の改善のために格別の努力をした形跡は認められないことなどを考慮して、本件婚姻生活はもはや修復し難い破綻状態に達しているとして、**A2**で述べた「その他婚姻を継続し難い重大な事由」が認められた裁判例があります。この事例では、夫の不適切な対応が婚姻生活の破綻に決定的な影響を与えていることや、別居中の態度、その間の生活費の支払いもしていないことも考慮して、夫に慰謝料の支払いを命じています。